「レンタカー事業者証明書」交付申請について

令和４年９月１日からレンタカーの増車・代替について、輸送監査部門の経由手続きが不要となり、登録書類へレンタカー事業者証明書（写）を添付いただくこととなります。※マイクロバスは除きます。

９月１日付発行分のレンタカー事業者証明書の交付申請書について、以下のとおり事前受付を 開始します。（９ 月 １ 日以降発行分は随時受付いたします。）

≪申請期日≫

令和４年８月１２日（金）～８月２４日（水）

※期限後の申請については９月１日以降の発行になります。

≪申請・交付方法≫

① 窓口持参

② 郵送

証明書の交付は、輸送監査部門の窓口でのお渡しか郵送となります。郵送での交付を希望する場合は、必要な金額の切手を貼った返信用の封筒をご用意ください。

申請書の控えが必要な場合には、申請書を２部ご用意ください。

≪提出書類≫ レンタカー事業者証明書交付等申請書　※様式は岩手運輸支局 HP（https://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/it/yusou/it-yure01.html）に掲載します。

≪留意事項≫

- レンタカー事業者証明書は即日交付できませんので、申請日に登録手続きを行いたい場合には、輸送監査部門の窓口で手数料納付書へ押印します。
- レンタカー事業者証明書の記載事項に変更がある場合にも、上記同様に取り扱います。
- ワンウェイ方式実施事業者証明書が別途ありますので、申請書の区分にご留意願います。
- レンタカー事業者証明書には営業所の住所の記載がありませんので、営業所の新設・変更（廃止を含む）があった場合には、確実に輸送・監査部門へ事前に届出いただくようお願いいたします。

岩手運輸支局　輸送・監査部門
〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通ｾﾝﾀｰ南2-8-5
TEL 019-638-2154（音声案内３番）